付加奨励金支給申請チェックリスト （令和元年10月1日以降開講コース～）

訓練実施機関名		訓練コース番号	
訓練終了日	令和　　年　　月　　日	就職判定期限※	令和　　年　　月　　日
支給申請期限・	令和　　年　　月　　日 訓練終了日の翌日から起算して4か月を経過する日		

※就職判定期限は
令和元年12月31日開講コースまでは訓練終了日から起算して3か月を経過する日
令和2年1月1日開講コースからは訓練終了日の翌日から起算して3か月を経過する日

令和元年10月1日以降に開講した訓練コースにおける認定職業訓練実施付加奨励金の支給要件に係る雇用保険適用就職率の算定に当たっては、自社等就職※した修了者等について、雇い入れから2か月間の勤務実態を確認させていただき、雇用保険の適用要件（労働時間が週20時間以上かつ雇用期間が31日以上）を満たす労働条件で雇用していると判断される者についてのみ算定対象とすることとなります。

※ 自社等就職とは
訓練実施機関自ら、又は訓練実施機関の関連事業主（訓練実施機関と資本的、経済的、組織的関連性等からみて実質的な一体性が認められる事業主）に雇い入れた場合をいいます。
なお、訓練実施機関と関連事業主の両者間に実質的な一体性が認められる状況とは、下記のいずれかの場合に該当する場合のことをいいます。
①資本金の50％を超えて出資していること
②取締役会の構成員について次のいずれかに該当すること
・ 代表者が同一人物であること（個人事業主である場合も含む）
・ 取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること

支給申請を行う際に下記の項目をチェックをし、添付書類が必要かを確認してください

☐「自社等就職」について確認しました （上記参照）

☐ 就職状況報告書（様式A-14）において、自社等就職した訓練受講者がいますか？

いる　　いない ⟶ 添付書類不要
↓

☐ 雇用保険適用要件（週20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる）を満たす勤務実態となっていますか？

はい　　いいえ ⟶ 添付書類不要
↓

☐ 自社等就職をした修了者等がいる場合に必要な書類を確認しました　（添付する書類にチェックを入れてください）

雇用した者の労働条件がわかる書類（写し）	☐ 労働条件通知書（写し） ☐ 雇用契約書（写し） ☐ その他（　　）
雇用した者の勤務実態がわかる書類（写し） ※雇い入れから2か月間の勤務実態がわかるもの	☐ 出勤簿（写し） ☐ 賃金台帳（写し） ☐ その他（　　）

＊自社等就職者に係る書類の提出に当たってのご注意＊
① 自社等就職者に係る書類は、訓練終了日の翌日から起算して6カ月以内に提出してください
（※ただし、支給申請書は、訓練終了日の翌日から起算して4か月以内に提出してください）
② 自社等就職者に係る書類の提出が無い場合には、支給要件に係る「就職した者」とはなりません
③ 事業主の関与によらず、かつ、やむを得ない事情により雇用保険の適用要件に満たない勤務実態であった場合、その理由によっては就職率の算定対象とすることもあります。
詳しくは北海道労働局職業安定部訓練室までお問い合わせ願います。

☐ 認定職業訓練就職者名簿（様式A-34）の自社等就職者数欄に〇を記入しましたか？

☐ 認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書（様式A-33）の自社等就職者数欄に人数を記入しましたか？

申請年月日		ご担当者名		連絡先	

このチェックリストは、支給申請時に提出してください

なお、ご不明な点についてのお問い合わせは下記までお願いいたします

北海道労働局　職業安定部　訓練課
電話番号　011-738-5253（直通）　受付時間　閉庁日を除く平日8:30～17:15